

平成 12 年 8 月 2 日

各 位

本店所在地 東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 4 号
会社名 株式会社大和証券グループ本社
代表者 取締役社長 原 良也
(コード番号: 8601 東証・大証・名証(第一部))
執行役員
問合せ先 財務部長 脇水 純一郎
電話番号 03(3243)2100

無担保新株引受権付社債の発行に関するお知らせ

(大和証券グループ各社の役職員の一部を対象とした株価連動インセンティブの実施)

当社は、本日(平成 12 年 8 月 2 日)開催の取締役会において、第 1 回無担保新株引受権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につきお知らせいたします。

1. 新株引受権付社債の発行の目的

本無担保新株引受権付社債は、大和証券グループ各社の役職員の一部に対し、株価連動インセンティブとして新株引受権証券を取得させることを目的に発行されます。

大和証券グループは、持株会社体制のもと、今期より 3 ヵ年計画である「グループ中期経営計画」をスタートさせておりますが、この中長期的な株価連動インセンティブの活用により、連結経営に対するグループ役職員の意識共有を一層高め、グループ企業価値の最大化実現を図ってまいります。

2. 新株引受権付との概要

本新株引受権は、下記の対象グループ会社の取締役および使用人の一部に付与されます。また、本新株引受権の行使により発行される株式数は、当初の行使価額を基準に算出した場合、6,216,000 株となります。

【対象グループ会社】： 大和証券、大和証券 SB キャピタル・マーケット、大和証券投資信託委託、
大和総研、大和住銀投信投資顧問、大和土地建物、I・N・A・I・F ベンチャーズ、
大和証券ビジネスセンター、大和 IR、大和カードサービス及び当社(大和証券グループ本社)
の計 11 社

なお、本新株引受権付社債の発行概要は、以下のとおりです。

記

1. 社債の名称 株式会社大和証券グループ本社第1回無担保新株引受権付社債
2. 発行総額 金84億円
3. 各社債の金額 金1億円の1種
4. 社債券の形式 無記名式利札付に限る。
5. 発行価額 券面額100,000,000円につき金105,971,800円
(うち社債の発行価額は額面100円につき金100円、新株引受権証券の発行価額は新株引受権証券に付与された金額100円につき金6円)
6. 償還金額 額面100円につき金100円
7. 利率 未定(年0.9%~1.9%を仮条件とする。左記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成12年8月10日(木)に決定される予定であります。)
8. 申込期間 平成12年8月10日(木)から平成12年8月11日(金)まで
9. 払込期日 平成12年8月24日(木)
10. 募集の方法
 - (1) 社債の募集方法
一般募集
 - (2) 新株引受権証券の募集方法
全額を大和証券グループ各社の取締役および使用人の一部に限定して募集を行う。
11. 担保 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
12. 財務上の特約 一定の担保提供制限条項を付す。
13. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債の元金は、平成16年8月24日にその総額を償還する。
 - (2) 本社債を償還すべき日(以下償還期日という。)が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、未行使の本新株引受権に係る当社の普通株式の発行価額の総額が、現存する本社債の総額を超えない限り、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
14. 利息支払の方法および期限
 - (1) 本社債の利息は、本社債の発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成13年2月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月24日および8月24日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
 - (4) 償還期日後は利息をつけない。
15. 元利金支払場所 株式会社住友銀行、大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社、大和証券株式会社
16. 財務代理人 株式会社住友銀行
17. 登録機関 株式会社住友銀行
18. 引受会社 大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社

19. 新株引受権に関する事項

(1) 新株引受権の付与割合

本新株引受権の行使により発行すべき当社の普通株式の発行価額合計額は、本社債額面金額 8,400,000,000 円につき、金 8,360,520,000 円の割合で付与される。各新株引受権証券は、発行価額合計額 1,345,000 円（以下割当金額という。）の新株式を引受ける権利を表章する。

(2) 新株引受権の行使により発行すべき株式の発行価額の総額

金 8,360,520,000 円

(3) 新株引受権の行使により発行すべき株式の内容

当社額面普通株式（1株の額面金額 50 円）。ただし、本新株引受権の行使により発行する株式を当社の無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。

(4) 新株引受権の行使の条件

本新株引受権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価額（以下行使価額という。）は、金 1,345 円（平成 12 年 8 月 1 日の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値である 1,195 円の 12.55%アップ）とし、本新株引受権の行使により発行する当社の普通株式の株式数は、次の通りとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{所持人が本新株引受権の行使請求のため提出した本新株引受権証券の割当金額の合計額}}{\text{行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

行使価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式（マーケット・プライス方式）により調整される。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、株式の分割または併合ならびに時価を下回る転換価額もしくは発行価額をもって株式に転換しうる証券の発行もしくは新株を引受ける権利を付与された証券の発行等が行われる場合にも、行使価額は適宜調整されるものとする。ただし、本新株引受権の行使により発行される株式が当社額面普通株式である場合、調整後行使価額は、当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。

(5) 新株引受権の行使請求期間

平成 14 年 9 月 2 日から平成 16 年 8 月 23 日まで。

ただし、当社が本社債の全額について期限の利益を喪失した場合には、それ以後本新株引受権を行使することはできない。

(6) 新株引受権の一部行使

各新株引受権証券に表章される新株引受権の一部行使はできないこととする。

(7) 行使価額中資本に組入れない額

行使価額（ただし、上記（4）によって調整された場合は調整後の行使価額）から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額（調整された場合は調整後の行

使価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果円位未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。ただし、本新株引受権の行使により当社額面普通株式を発行する場合で、上記の計算により算出された資本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、その額面金額をもって資本に組入れる額とする。

(8) 新株引受権の譲渡

本新株引受権は、本社債と分離して譲渡することができる。ただし、大和証券グループ各社の取締役および使用人の一部は別途締結する覚書により、原則として本新株引受権の譲渡を制限される。

(9) 代用払込に関する事項

該当事項なし。

(10) 新株引受権行使の効力

本新株引受権の行使の効力は、本新株引受権証券、新株引受権行使請求に要する書類および払込金が払込取扱場所に到着したときに発生するものとする。

(11) 新株引受権行使によって発行された株式に対する配当金

本新株引受権の行使により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金は、本新株引受権の行使の効力発生日の属する営業年度の初めに行使があったものとみなしてこれを支払う。なお、商法第293条ノ5第1項に基づき中間配当制度を設けるための定款変更をした場合で、中間配当基準日の翌日以降に本新株引受権の行使の効力が発生したときは、中間配当は支払わないものとし、中間配当基準日の翌日に行使があったものとみなして、その後に支払われるべき配当金のみを支払う。

(12) 株券の交付方法

当社は本新株引受権行使手続終了後すみやかに株券を中央三井信託銀行株式会社から交付する。ただし、単位未満株式については株券を発行しない。

(13) 行使請求受付場所

大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社 本店

(14) 払込取扱場所

株式会社住友銀行 東京営業部

20. 利率の決定その他本新株引受権付社債発行に関し必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。

21. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上